

[オーストラリア弁護士連合会のレターヘッド]

2014年7月11日

件名：依頼者秘匿特権

目的

日本弁護士連合会より以下の3点について質問があったので、回答します。

1 弁護士依頼者秘匿特権は、政府機関により真実解明を妨げるか？

オーストラリア法律改革委員会（The Australian Law Reform Commission (ALRC)）は、2008年に「依頼者秘匿特権と連邦捜査機関」と題する報告書を作成し、依頼者秘匿特権（以下「CLP」という。）が、オーストラリア小麦理事会王立委員会の事件でおこったように、捜査の妨げとなる可能性を指摘した。しかし、CLPは司法制度の中核となる重要な制度であるため、全国に一律に適用される法令によって、例外的な場合に限りのみ変更または破棄することが可能であると判断した。ALRCは、CLPには、法律の遵守を促進する重要な役割があり、これを制限することによって規制当局が得る便益を上回ると判断した。同報告の第6章に、CLPを制限することを支持する見解および反対する見解の根拠の概要を示している。

ALRCは、王立委員会による捜査のような例外的な場合に、CLPを制限する際に考慮すべき要因として以下を掲げる。

- ・ 秘匿特権の対象となる情報へアクセスできないことの影響。特に、法的助言そのものが捜査の対象となっているか。ALRCは、連邦機関による捜査について広範に秘匿特権を破棄することを支持しない。しかし、国会が法を制定し、調査の対象となっている事象により高度の優先順位を与えるために修正する可能性を提言する。James Hardie (Investigations and Proceedings) Act 2004 (Cth)、Royal Commissions Act 1923 (NSW) のアスベストに関連する論点について実際におこった。
- ・ 調査または質問（公開か秘密裡かを問わず）が社会的影響の大きい公益的な事項に関するものか。
- ・ 当該情報は、CLPを破棄する以外の方法によってタイムリー及び完全な形で入手することができるか。

2 弁護士が調査に自発的に協力することを動機付ける方法はあるか？秘匿特権の濫用はどのように避けることができるか？

ALRC によれば、秘匿特権の対象となる情報を裁判の証拠にしたい捜査機関は、原則として、法令の手に従い、裁判所の許可を求めべきと推奨する。そのような資料は、原則として裁判の証拠に用いるべきではないとの推定が働くが、裁判所は、その裁量により、以下の場合には例外を認めることができると推奨する。

- (a) コモンローの秘匿特権の原則を上回る公共の利益があり、
- (b) 秘匿特権の対象となるべき情報をどのような手段で入手したか、例えば秘密の捜査権限を行使したか、を考慮し、かつ、
- (c) 対象となる情報に証拠としての価値があること、例えばそれが重大な法違反または社会に対する重大な悪影響を及ぼす行為を裏付けるなど。

3 オーストラリアにおいて秘匿特権の対象となる情報が日本の当局に公表されたときに、オーストラリアで秘密は保持されるか？

CLP がどのような状況で失われるかは、コモンローおよび制定法にかかわる複雑な問題である。CLP の消滅は状況による。例えば、情報を意図的に又は同意を与えて公表したか、公表によって詐欺的行為または権利の濫用の意図が判明したか、発信した者が死亡したか、公表が多数当事者に対して助言する状況で発生したか、等々である。たとえば、制定法における CLP の消滅事由は、証拠法 1995 (Cth) ss 121–126F を参照。

ご質問がありましたら、

Hanna Jaireth,

Section Administrator,

Federal Litigation and Dispute Resolution Section

fedls@lawcouncil.asn.au

までご連絡ください。依頼者秘匿特権委員会の委員長である Harry Dixon SC に取り次ぎます。